

# 各種手当等に 該当する方は申請を

各種手当の所得制限限度額は、下表のとおりです。平成28年中の所得が各限度額未満に該当する方は、申請してください。  
なお、すでに受給している方は、手続きの必要はありません。

☎▷①～④＝子育て支援課手当助成係  
(☎042-387-9839) ▷⑤～⑩＝自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-9842)

各種手当等所得制限限度額一覧

(単位：円)

等扶養親族の数	①児童手当・義務教育就学児医療費助成	②児童育成(障害)手当	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成(※)		⑤心身障害者福祉手当	特別障害者手当等		特別児童扶養手当		重度心身障害者手当
			③本人 上段＝全部支給 下段＝一部支給	④配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者		⑥本人	⑦配偶者・扶養義務者	⑧本人	⑨配偶者・扶養義務者	
0人	6,220,000	3,604,000	190,000 1,920,000	2,360,000	3,604,000	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000	3,604,000
1人	6,600,000	3,984,000	570,000 2,300,000	2,740,000	3,984,000	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000	3,984,000
2人	6,980,000	4,364,000	950,000 2,680,000	3,120,000	4,364,000	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000	4,364,000
3人	7,360,000	4,744,000	1,330,000 3,060,000	3,500,000	4,744,000	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000	4,744,000
4人	7,740,000	5,124,000	1,710,000 3,440,000	3,880,000	5,124,000	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000	5,124,000
5人	8,120,000	5,504,000	2,090,000 3,820,000	4,260,000	5,504,000	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000	5,504,000
所得適用期間	児童手当、児童育成手当＝平成29年6月～30年5月 義務教育就学児医療費助成＝平成29年10月～30年9月		平成29年8月～30年7月(ひとり親家庭等医療費助成＝平成30年1月～12月)							平成29年11月～30年10月
所得制限限度額に 加算する額	老人控除対象配偶者、老人扶養親族1人につき加算する額 ▷児童育成(障害)手当、児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人)、心身障害者福祉手当、特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人)、重度心身障害者手当(本人).....100,000円 ▷児童手当、義務教育就学児医療費助成.....60,000円 ▷児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、特別障害者手当等、特別児童扶養手当(配偶者、扶養義務者等)。ただし、老人控除対象配偶者、老人扶養親族が2人以上の場合のみ.....60,000円 特定扶養親族および16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき加算する額 ▷児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人).....150,000円 ▷児童育成(障害)手当、心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当.....250,000円 ▷特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人).....250,000円									
所得から控除する額	本人該当事項	寡婦(夫)控除(③を除く)・勤労学生.....270,000円 ▷寡婦控除の特例加算(③を除く).....80,000円 障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....270,000円 特別障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....400,000円								
	扶養親族等・その他各種の控除	障害者扶養控除(1人につき).....270,000円 特別障害者扶養控除(1人につき).....400,000円 配偶者特別控除(①を除く).....控除相当額 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除.....控除相当額 社会保険料控除.....一律80,000円(⑤⑥⑩は控除相当額)								

※ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限は、児童扶養手当の一部支給と同額

校区	活動内容
第一小学校区	工作、各種スポーツ体験、読み聞かせ、伝承あそび、料理、科学実験ほか
第二小学校区	各種スポーツ体験、読み聞かせ、たいそう教室、工作ほか
第三小学校区	校庭遊び、たいそう教室、音楽体験、読み聞かせ、工作、昔遊び、合唱ほか
第四小学校区	校庭遊び、読み聞かせ、手芸、工作、陶芸ほか
東小学校区	英会話、工作、手芸、かぶとむしプロジェクト、国際交流、読み聞かせほか
前原小学校区	校庭遊び、クラフト、たいそう教室、読み聞かせほか
本町小学校区	英会話、バレーボール、宿題相談、手芸、各種スポーツ体験、工作、伝統文化教室ほか
緑小学校区	生け花、手芸、音楽、読み聞かせ、工作、たいそう教室、各種スポーツ体験ほか
南小学校区	工作、手芸、陶芸、たいそう教室ほか

**「放課後子ども教室」推進事業**

放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的に市立小学校の校庭・教室等で「放課後子ども教室」推進事業を行っています。  
同教室では、学年やクラスの違いを越え、地域の大人との交流を通じ、多くの体験と

多様な価値観を学ぶことができます。  
また、主に保護者や地域の方々等が、学習や体験活動を指導する学習アドバイザーや子どもたちの安全を守る安全管理員として、ボランティアで参加しています。  
詳細は、各小学校区の推進委員会が配布するお知らせ等をご覧ください。  
☎問 生涯学習課生涯学習係 (☎042-387-9879)

**冒険遊び場(プレパーク) 11月のイベント**

**昔遊び大会・焼き芋と落ち葉の工作**

①いけとおがわ 昔遊び大会  
11月14日(火)～16日(木) 午後3時～4時30分、18日(土) 午前10時～午後3時 所 いけとおがわプレパーク (東京学芸大学構内)  
②くじら山昔遊び大会  
11月17日(金) 午後3時～4時30分 所 くじら山プレパーク (都立武蔵野公園内)  
③くじら山 焼き芋と落ち葉の工作  
11月16日(木) 午前10時30分～正午 所 いけとおがわプレパーク 対 乳幼児とその保護者 ¥50円持アルミホイルに包んだやつましも  
◆全項共通◆  
4時30分所 くじら山プレパーク (都立武蔵野公園内)  
◆①②共通◆  
対 小学生以上 内こま、竹馬、剣玉、べんごま、羽根つきほか  
お問い合わせください 申請当日 直接会場へ 問 開催状況、行事内容について 他 NPO法人こがねい子ども遊パーク(☎080-16880-9809)、事業について 児童青少年課 児童青少年係(☎042-387-9847)

**市民啓発講演会**  
相続・遺言・成年後見制度の基礎知識―遺言書の書き方。実際に書いてみよう。  
11月16日(木) 午後1時30分～(1時15分開場) 所 社会福祉協議会(本町5-36-17) 講 眞坂武さん(司法書士) 定 50人(申込順) 申 11月1日から、電話で権利擁護センター(☎042-386-0121)へ

**在宅介護者見舞品の支給**  
平成29年11月1日現在、在宅で要介護4または5に認定された方を同居して介護している方に、見舞品(商品券¥5千円分)を差し上げます。  
なお、前年度に支給した方には申請書を郵送しました。  
11月24日までに、介護保険証等の要介護度が分かる書類と申請者の現住所を確認できる書類を持参し、直接、権利擁護センター(本町5-36-17) 042-386-0121へ

**福祉のひろば**  
他開催状況等の詳細は、冒険遊び場事業ホームページ (http://www.koganei-yu.net/lapark/)をご覧ください。お問い合わせください。申請当日 直接会場へ 問 開催状況、行事内容について 他 NPO法人こがねい子ども遊パーク(☎080-16880-9809)、事業について 児童青少年課 児童青少年係(☎042-387-9847)